

# 岡山市小学校体育連盟助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 小学校における体育の充実及び発展を図るため、予算の範囲内において岡山市小学校体育連盟助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(助成事業者)

第3条 助成事業者は、岡山市小学校体育連盟(以下「連盟」という。)とする。

(助成事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校体育研究活動に関する事業
- (2) 児童の体力の向上、促進に関する事業
- (3) その他岡山市教育委員会が認めた事業

(助成対象経費)

第5条 助成事業の実施に際し支出される経費のうち、助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次に掲げるものに限る。

- (1) 学童記録会(水泳及び陸上)表彰費
- (2) 教科研究に係る研究及び研修費
- (3) 総会、理事会その他の会議の運営に要する経費

(助成金額の算定)

第6条 助成金額は、前条各号に定める助成対象経費の区分ごとに、次の表中欄の助成率を乗じて得た額で、同表右欄の額を限度額とする。

助成対象経費の区分	助成率	限度額
前条第1号に掲げる経費	100%	10万円
前条第2号に掲げる経費	100%	20万円
前条第3号に掲げる経費	100%	2万円

(計画変更の承認)

第7条 規則第12条に規定する補助事業等の計画の軽微な変更は、助成目的を損なわない事業の細部の変更で、かつ、助成金の額が変わらない変更とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する

附則

この要綱は、平成17年9月20日から施行し、平成17年度の助成金から適用する。

附則

この要綱は、平成23年6月7日から施行し、平成23年度の助成金から適用する。